

第 78 号議案

小城市立小・中学校の管理及び運営に関する規則の一部改正について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 26 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

提案理由

学校教育法施行規則の改正に基づき、設置者の判断により、土曜授業を行なうことが可能となったため、小城市立小・中学校の管理及び運営に関する規則の一部を改正する必要がある。

小城市教育委員会規則第 号

小城市立小・中学校の管理及び運営に関する規則の一部を 改正する規則

小城市立小・中学校の管理及び運営に関する規則（平成 18 年小城市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項を次のように改める。

休業日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日（学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 61 条ただし書の規定による授業を行う土曜日を除く。）
- (3) 春季休業日 4 月 1 日から 4 月 5 日まで
- (4) 夏季休業日 7 月 21 日から 8 月 31 日まで
- (5) 冬季休業日 12 月 25 日から翌年 1 月 7 日まで
- (6) 学年末休業日 3 月 25 日から 3 月 31 日まで

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

小城市立小・中学校の管理及び運営に関する規則(平成18年小城市教育委員会規則第1号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（休業日）</p> <p>第6条 休業日は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日及び土曜日のほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 春季休業日 4月1日から4月5日まで</p> <p>(2) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで</p> <p>(3) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで</p> <p>(4) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで</p> <p>2 校長は、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、休業日の期日を変更し、又は前項に定める休業日以外の休業日を設けることができる。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（休業日）</p> <p>第6条 休業日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第1号）第61条ただし書の規定による授業を行なう土曜日を除く。）</p> <p>(3) 春季休業日 4月1日から4月5日まで</p> <p>(4) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで</p> <p>(5) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで</p> <p>(6) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで</p> <p>2 校長は、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、休業日の期日を変更し、又は前項に定める休業日以外の休業日を設けることができる。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>